

平成 19 年第 3 回定例会の開会にあたり、教育行政報告を申し上げます。

1 北広島団地内小学校の新たな適正配置について

初めに、北広島団地内の小学校の新たな適正配置についてであります。北広島市立小学校及び中学校通学区域審議会からの答申を受けまして、教育委員会の基本方針を定め、統合後に新たな学校として使用する校舎の選定を進めてまいりました。

7 月 23 日の教育委員会会議におきまして、統合後に新たな学校として使用する校舎につきましては、若葉小学校と高台小学校が望ましいとの考えが示されました。

使用する校舎を選定した理由、経過につきましては、その概要を広報に掲載するとともに、8 月 1 日より、保護者・地域の方々・就学前の児童の保護者の方々を対象に、説明会を行ってきたところであります。

説明会では、反対する意見も含め、様々なご意見やご要望が出されております。

教育委員会といたしましては、児童にとってより良い教育環境を整えていくことができると考えておりますので、今後も説明会を開催し、保護者、地域の方々の理解をいただき、学校統合を進めてまいりたいと考えております。

2 東部中学校におけるいじめ問題について

次に、東部中学校におけるいじめ問題についてであります。平成 18 年 9 月中旬、学級内でいじめがあることの訴えが学級担任にあり、その後の学校における初期対応の問題や、一部生徒及び保護者との関係でそれぞれ認識の違いなどから、解決がきわめて難しい状況となりました。

この間、教育委員会としても学校への指導、助言のほか、生徒同士はもとより保護者にも理解が得られるよう、解決に向け対応してまいりましたが、結果として、いじめを受けた生徒及びこれを訴えた生徒は、不登校や転校となりました。

このことで、市民の皆様、多大なご心配をおかけいたしましたことにつきまして、深くお

詫びを申し上げます。

今後、教育委員会といたしましては、学校と十分連携を図りながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努めるなどいじめの根絶に向け、最善を尽くしてまいりたいと考えております。

3 芸術文化ホール・図書館の設備管理業務委託に係る訴訟について

次に、芸術文化ホール・図書館の設備管理業務委託に係る裁判についてであります。市民より平成 17 年 2 月に当該委託に係る公文書の公開請求があり、入札予定価格調書につきましては、非公開としたことから、裁判となったものであります。

第 1 審につきましては、入札予定価格を公開することは将来の同種の事務事業の公正、もしくは円滑な執行に著しい支障が生じるという理由から、平成 18 年 11 月に請求を退ける旨の判決がありました。

その後、第 2 審に控訴されましたが、第 1 審と同様の理由から平成 19 年 5 月 25 日に棄却の判決があり、平成 19 年 6 月 8 日までに上告がなかったことから確定したものであります。

以上、申し上げ、教育行政報告といたします。